

## 八幡平市中小企業経営対策支援事業給付金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響及び電気料、燃料費及び物価等の高騰により困窮する中小企業者の経営の継続を支援し、併せて地域経済の維持を図るため、予算の範囲内で八幡平市中小企業経営対策支援事業給付金を交付することとし、八幡平市補助金等交付規則（平成17年八幡平市規則第68号）に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (給付金交付対象事業者)

第2条 給付金の交付対象事業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

(1) 八幡平市に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち市長が別表に定める指定業種の者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者を除く。）で、今後も継続して事業を営む意思がある者。

(2) 令和3年7月1日以前から継続して八幡平市内で同事業を営む者であること。

### (交付額)

第3条 給付金の交付額は、交付対象者1事業者につき10万円とする。

### (交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡平市中小企業経営対策支援事業給付金交付申請書（請求書）（様式第1号）に市長が別に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請は、1事業者1回限りとする。

### (交付開始日及び申請期限)

第5条 交付申請受付開始日及び交付申請期限は、市長が別に定める日とする。

### (代理による申請)

第6条 申請者に代わり、代理人が給付金の交付の申請をする場合は、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出することとする。また、この場合、市は公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該本人であることを確認することとする。

### (交付決定及び交付)

第7条 市長は、第4条の規定により提出された申請書を受け付けた場合には、添付書類等により速やかに内容を確認の上、交付を決定し、当該申請者に対し給付金を交付するものとする。

### (申請の取下げ)

第8条 申請者は、申請後に交付対象要件に該当しない等により交付対象者ではないことが分かったときは、速やかに申請の取下げをすることとする。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(給付金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合交付の決定を取り消し、すでに給付金が交付されているときは、当該事実を知った日の翌日から起算して30日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 第8条第1項に定める申請の取下げがあったとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により、給付金の交付決定を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、給付事業に関して、規則若しくはこの要領の規定に基づく市長の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(延滞金)

第10条 交付対象者は、給付金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、給付事業者の申請により、前項に規定する延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 給付事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について給付金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとみなす。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要領は、令和4年7月11日から施行する。

別表（第2条関係） 指定業種

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる業種

大分類	中分類
D (建設業)	全て
E (製造業)	全て
G (情報通信業)	全て
H (運輸業、郵便業)の一部	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 <u>※八幡平市公共交通等運行事業補助金対象事業者を除く。</u>
I (卸売業、小売業)	全て
J (金融・保険業)の一部	67 保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
K (不動産業、物品賃貸業)	全て
L (学術研究、専門・技術サービス業)	全て
M (宿泊業、飲食サービス業)	全て
N (生活関連サービス業・娯楽業)	全て
O (教育、学習支援業)	全て
P (医療、福祉)	全て
R (サービス業)の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他事業サービス業 95 その他サービス業

暴力団排除に関する誓約事項

給付金の交付の申請をするに当たって、また、給付事業の実施期間内及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。